

広島市公共施設等総合管理計画【概要版】

※ 各項目の末尾に「広島市公共施設等総合管理計画」の本文のページを示しています。

<計画の構成>

第1章 基本的な事項	第4章 ハコモノ資産の取組方針
第1 計画の目的	第1 目標
第2 計画の位置付け	第2 更新に関する方針
第3 計画の対象	第3 維持保全に関する方針
第4 計画期間	第4 耐震化に関する方針
第2章 公共施設等を取り巻く状況	第5 バリアフリー化等に関する方針
第1 本市の状況	第5章 計画の推進
第2 公共施設等の現状及び課題	第1 職員の意識改革及び技術力の向上
第3章 インフラ資産の取組方針	第2 市民との意識共有
第1 目標	第3 計画の進捗管理
第2 維持保全に関する方針	
第3 耐震化に関する方針	

第1章 基本的な事項 (P1～P7)

第1 計画の目的 (P1)

本市の公共施設等は、その多くが高度経済成長期に当たる昭和40年代から、政令指定都市移行前後の昭和50年代頃にかけて整備され、整備後30年から50年もの期間を経過しており、様々な課題が生じています。

そのため、本市では、「インフラ資産維持保全計画」や、ハコモノ資産の更新及び維持保全に関する基本的な取組方針とそれに基づく計画期間内における取組等からなる「広島市公共施設等総合管理計画」を策定し、インフラ資産とハコモノ資産のそれぞれの特性に応じて、更新、維持保全等を計画的に行うことで、財政負担の軽減・平準化を図りながら市民ニーズに対応した自立的な行財政運営を推進していきます。

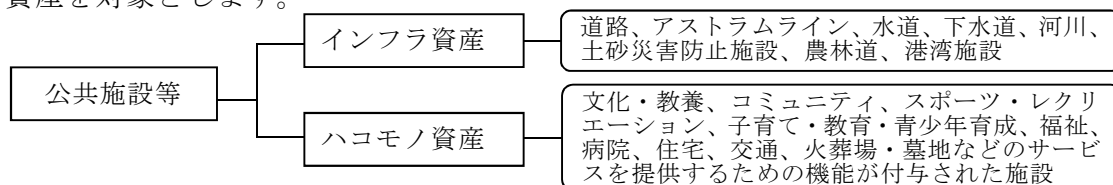
第2 計画の位置付け (P2)

本計画は、「広島市基本構想」及び「広島市基本計画」を上位計画とする本市の公共施設等の更新、維持保全等に関する計画です。

また、本計画を具体的に進めていくため、主要な施設について更新、維持保全等に関する実施計画（個別施設計画）を策定します。

第3 計画の対象 (P3～P7)

本計画は、本市が管理する全てのインフラ資産と本市が設置する全てのハコモノ資産を対象とします。



第4 計画期間（P7）

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

第2章 公共施設等を取り巻く状況（P8～P22）

第1 本市の状況（P8～P16）

本市の総人口は、平成28年3月に策定した「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略に掲げる施策等を着実に実行し、「出生率の向上」と「若い世代の人口の確保」を実現することで、平成72年に116万7千人の人口を維持することができる見込みですが、働き手の主力となる生産年齢人口（15～64歳人口）は、63万1千人（総人口の約半数（54.1%））と、現在と比べて大きく減少する見込みです。

本市の財政は、今後も厳しい財政状況は続いていくものと考えられ、公共施設等の更新や維持保全に充当可能な財源が大幅に増加することは見込めない状況です。

第2 公共施設等の現状及び課題（P17～P22）

1 インフラ資産（P17～P19）

本市のインフラ資産の整備は、概ね高度経済成長期の昭和40年代から本格化しており、築年数の経過により、今後、20年間で急速に老朽化が進行していくことから、維持保全費用の増加が見込まれます。

今後、効果的・効率的な維持保全を行っていくためには、施設の特性に応じて、点検等による劣化の現状把握や、これに基づく必要な対策の実施・情報の記録など計画的な取組を継続し、機能維持と安全確保を図ることが必要です。

2 ハコモノ資産（P20～P22）

本市のハコモノ資産は、政令指定都市移行（昭和55年）前後の昭和50年代に約3割、高度経済成長期に当たる昭和40年代に約2割が建築されています。このため、全体の約5割、延床面積215万㎡分の建物が昭和40年代から50年代の20年間で集中的に建築されたことになります。

今後40年間の更新・大規模改修費用を試算したところ、総額で1兆8,981億9,000万円、年平均で474億5,000万円にのぼることとなりました。現在の経費（平成24年度決算額271億円）から約1.8倍の額を確保しなければならず、このような状況を考慮すると、ハコモノ資産が耐用年数を迎えた際に、その全てを現在と同じ規模や仕様で更新することは不可能です。

また、設置目的は異なるものの提供するサービスが類似する施設等が多数存在するなど、ハコモノ資産全体の最適化が図られていません。

施設の機能維持・安全確保の面では、突然の施設破損等による施設利用者への人的被害の発生等を防ぐため、適切な点検の実施により劣化を見越した上で、予防的に修繕や改修を行っていく必要があります。

第3章 インフラ資産の取組方針（P23～P32）

第1 目標（P23）

1 機能維持と安全確保

インフラ資産の各施設の整備状況や、維持保全への取組状況を把握した上で、施設自体の機能維持を図る視点だけでなく、破損した場合の周辺の安全確保を図る視点に立って、適切な維持保全を推進します。

2 維持保全費用の抑制

インフラ資産の計画的な維持保全を着実に実施し、予算執行の平準化とライフサイクルコストの縮減に努め、維持保全費用の抑制を図ります。

3 各施設の特性に応じた対策

インフラ資産の各施設の特性に応じて、最適な管理方法や管理水準を確保することを旨とする視点に立って、効果的・効率的な維持保全を推進します。

第2 維持保全に関する方針（P24～P31）

インフラ資産の維持保全に当たっては、厳しい財政状況下における効果的・効率的な維持保全の推進の観点から、施設の特性や規模、重要度、さらにはライフサイクルコストの縮減効果等に着眼し、予防保全型と事後保全型の2種類に各施設を分類し、その分類に応じて適切な維持保全を行うこととします。

その上で、全ての施設について点検要領の策定・見直しを行うことにより施設に必要とされる管理水準を確保するとともに、予防保全型の施設を対象に長寿命化（更新）計画の策定・見直しを行うことにより計画的な維持保全を行います。

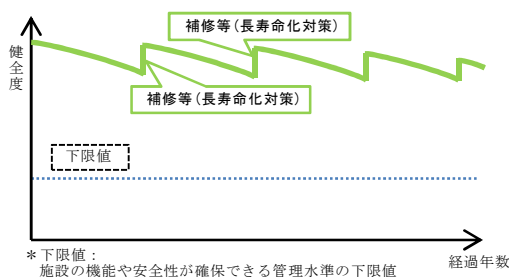
■ 予防保全型

予算執行の平準化やライフサイクルコストの縮減に着目して、できるだけ施設の大規模な補修等を回避するとともに長寿命化を図るため、長期的な計画の下に、一定の時間が経過した段階、又は軽微であっても大規模な補修・更新につながるおそれのある損傷が見られた段階で予防的な補修・更新を実施するもの

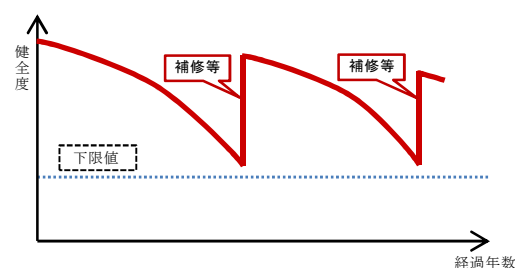
■ 事後保全型

施設の機能や安全性が確保できる管理水準の下限値を設定した上で、適切な点検を実施し、施設の状態が下限値に至る前の段階で補修・更新を実施するもの

＜予防保全型イメージ図＞



＜事後保全型イメージ図＞



第3 耐震化に関する方針（P32）

インフラ資産の耐震化は、老朽化対策と同様に重要であり、橋りょう、上下水道等の主要な施設の耐震化について、各施設管理者で取組を進めています。

また、その他の施設についても、点検など適切な維持保全を行うとともに、対策が必要な箇所については、維持保全の機会を捉えて改修に取り組むなど、可能な限り施設の防災・減災機能の向上に努め、市民の安全確保を図ります。

第4章 ハコモノ資産の取組方針 (P33～P156)

第1 目標 (P33)

1 市民満足度の高いサービス提供が可能な施設体系の再構築

施設の更新に当たっては、少子高齢化、民間事業者の公的分野への進出などの社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化などを始めとした市民を取り巻く環境の変化を踏まえ、市民のニーズに応えられるよう機能・サービスを見直すことにより、将来の市民の満足度の高い施設体系を再構築します。

2 機能維持と安全確保

施設の維持保全に当たっては、適切な点検の実施により建物部位・設備の老朽化に伴う劣化を見越した上で、予防的に修繕や改修を行うことにより、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保します。

3 財政負担の軽減・平準化

施設の更新及び維持保全に当たっては、市民のニーズに応えられるよう機能・サービスを見直し様々な工夫を講じ施設数・規模を調整するとともに、予防的に修繕や改修を行うことで、施設の更新費用や維持保全費用の抑制につなげます。

このような取組により、財政負担の軽減と平準化を図ります。

第2 更新に関する方針 (P34～P150)

ハコモノ資産の更新時に効果的・効率的な投資を行うために、次の手順によりあらかじめ、更新に関する方針を整理します。

＜手順＞ (P34)

- (1) まず、全施設に共通して検討すべき項目を「基本方針」として示します。
- (2) 次に、文化・教養、コミュニティ、スポーツ・レクリエーションなど用途が市民に身近な施設について、主なものを施設のサービス内容や規模、用途に着目して分類した施設群ごとに、将来のあるべき姿を見据えつつ、更新に向けた検討の指針を「施設群の方向性」として示します。
- (3) (1)の「基本方針」及び(2)の「施設群の方向性」を踏まえて、施設ごとに更新に関する方針をまとめます。

1 基本方針 (P35～P41)

全ての施設に共通して検討すべき項目を、「基本方針」として整理しました。

【方針1】 現行の枠組みに固執せず、施設の機能・サービスの向上を検討する。

少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化を踏まえ、現在の施設が有する機能・サービスにこだわることなく、市民の需要が高いと考えられる機能・サービスを追求し、その向上を図ることを検討する。

【方針２】本市の「まちづくり」等との整合性を図りつつ、利用者の利便性等も踏まえ、施設の再配置を検討する。

本市の「まちづくり（デルタ市街地、デルタ周辺部、中山間地・島しょ部の考え方や集約型都市構造の形成等）」や広島広域都市圏の「圏域づくり」との整合性を図りつつ、施設の機能・サービス、利用者の利便性等を総合的に勘案し、最適な場所への再配置を検討する。

【方針３】財政状況を踏まえて、種々の工夫を講じながら更新量を調整する。

機能・サービスの維持・向上を図りながら、財政面に配慮しつつ施設を更新するため、施設の複合化、近隣市町や広島県等との連携（施設の共同設置・運営）、民間移管、民間活力の活用などの工夫を講じることを検討する。

２ 施設群の方向性（P42～P45）

次のとおり分類した「施設群」のうち、「広場型」を除く「汎用型」と「専用品」の８つの「施設群」について、各施設群の現況や特徴を踏まえ、更新に向けた検討の指針として「施設群の方向性」を整理しました。

＜「施設群」の分類の考え方＞（P42）

施設群は、文化・教養、コミュニティ、スポーツ・レクリエーションなど用途が市民に身近な施設について、施設のサービス内容に着目して、主なものを「汎用型」、「専用品」及び「広場型」に分類しました。さらに「汎用型」は規模に、「専用品」は用途に着目して再分類しました。

分類	定義	施設群	
汎用型	汎用性の高い諸室・設備等を有しているもの (例) 公民館、集会所	(1)大規模 (2)中・小規模	規模に 着目
専用品	特定のサービスを提供するための諸室・設備等を有しているもの (例) スポーツ施設、病院	(3)文化・教養 (4)スポーツ (5)レクリエーション (6)子育て・教育・ 青少年育成 (7)住宅・交通 (8)福祉・病院等	用途に 着目
広場型	主に空地であるもの (例) 街区公園	—	

＜施設群の方向性＞（P44～P45）

施設群		施設群の方向性
汎用型	(1) 大規模	◎ 大規模の汎用型の施設は、主に「ホール」、「展示ホール」又は「研修室」を有している。それぞれの施設の特徴や取り巻く状況を踏まえて、より多目的での利用が可能な諸室を備えるなど、幅広い年齢層や様々なニーズに対応することを検討する。また、これらの施設の更新は、本市の拠点性をより高めることにつながることを考慮し、他の施設との複合・集約化やより利便性の良い場所への移転など、より集客力のある施設とするための工夫を講じることを検討する。
	(2) 中・小規模	◎ 中・小規模の汎用型の施設は、地域住民の活動・交流の場として機能している。しかし、少子高齢化社会においては、地域住民の結びつきがより重要となり、地域コミュニティの維持・再生が不可欠であるため、今後は、コミュニティの基盤施設として、より一層住民の使い勝手の良いものにしていく必要がある。このため、「公民館」や「集会所」については、それぞれの特長を生かしながら、「地域住民の活動・交流拠点」として見直しを行うとともに、これらの整備・運営について再整理する。また、「公民館」と「集会所」以外の汎用型の施設は、設置目的は異なるがサービス内容が類似しており、設置目的に応じて特定の者に優遇措置が設けられているものもあることから、より多くの住民にとって使い勝手の良い施設となるよう、多様な利用目的に対応できる施設とすることを検討する。
専用型	(3) 文化・教養	◎ 文化・教養施設は、同種の施設が複数存在しており、また、交通利便性が良くない場所に設置された施設は、利用者数が相対的に少なくなっている。このため、施設の状況に応じて、機能・サービスの集約化により施設の充実を図り、交通アクセスの良い場所に移転することで利用者の利便性を高めることを検討する。また、「資料を展示」することによりサービス提供を行っている施設については、リピーターの確保など集客力を向上させるために、市民ニーズや社会的要請を十分に踏まえ、展示内容及び展示方法の変更を定期的に行うなどの工夫を行うことを検討する。
	(4) スポーツ	◎ スポーツ施設は、全国的な競技大会やプロスポーツイベント等の観戦の場となる「観戦型」と、市民の日常的なスポーツ活動の場となる「活動型」の2つの役割がある。このため、主として担う役割に着目し、スポーツ施設を「観戦型」と「活動型」に区分し、それぞれの役割を担うに当たり適切な数、規模、配置バランスを検討する。その際には、昨今の民間事業者の設置するスポーツ関連施設の増加を踏まえて、それらの民間施設との連携強化や役割分担を検討する。また、地域住民の利用が見込まれる施設については、コミュニティ再生に資することから、汎用型施設等との連携を検討する。

施設群		施設群の方向性
専用型	(5) レクリエーション	◎ レクリエーション施設は、癒しや娯楽の場などとして市内外から幅広く利用者が訪れており、時代の流れに柔軟に対応し更に集客力の向上を図るため、施設の状況に応じて民間ノウハウの活用や民間移管等の可能性を検討する。
	(6) 子育て・教育・青少年育成	◎ 保育園及び幼稚園は、子育てを支援し、幼児教育を推進するための要となる施設であり、そのあり方は将来の広島市の人口（自然増・社会増）にも関わることから、待機児童を生じることなく、より良い子育て環境を整備することが求められる。こうしたことから、保育園及び幼稚園は、需給バランスやサービスに関する保護者のニーズに応じて更新のあり方を検討する。 ◎ 小・中・高・中等教育・特別支援学校、児童館及び専門学校は、学級数・児童生徒数や施設の状況等を勘案し、その数や規模を検討する必要がある。空きスペースが生じる場合には他機能として利用できないか検討する。市域内の広島県の設置する類似施設との役割分担や連携を検討する。 ◎ 少年自然の家、グリーンスポーツセンター及びこども村は、主に小・中学生を対象に体験学習の場を提供している。これらについては、近隣市町等においても同様の施設を複数設置しており、それらの施設と本市施設を本市住民や近隣市町住民がともに利用している状況にある。このため、更新に向けては、本市施設の特徴や利用状況を踏まえて、地域の活力維持にも配慮し、近隣市町等とも連携しながら施設のあり方を検討する。
	(7) 住宅・交通	◎ 住宅・交通施設は、民間事業者が同様の施設を多数設置しており、市域内の利用者の需要を考慮した上で市の供給量を調整する必要がある。また、民間事業者の施設の活用を支援する、公共交通機関と連携を図るなど官民一体となって利用者の需要に添えていくことを検討する。
	(8) 福祉・病院等	◎ 福祉・病院等施設（火葬場、納骨堂及び墓地を除く。）は、高齢化の進行、障害児・者数の増加等により、今後、今以上の需要が見込まれる。この中には、民間事業者が育っている分野もあるため、施設の状況に応じて民間事業者と連携しながら、増えていく需要に対応するための施設体系の整備を検討する。また、車での移動が難しい高齢者等の利用が見込まれる施設については、可能な限り公共交通機関の利便性の良い場所に配置することを検討する。 ◎ 火葬場、納骨堂及び墓地は、墓地、火葬等をめぐる状況の変化を踏まえて施設のあり方を検討する。

3 施設ごとの更新に関する方針（P46～P150）

1の「基本方針」及び2の「施設群の方向性」を踏まえ、施設ごとに更新に関する方針を定めました。

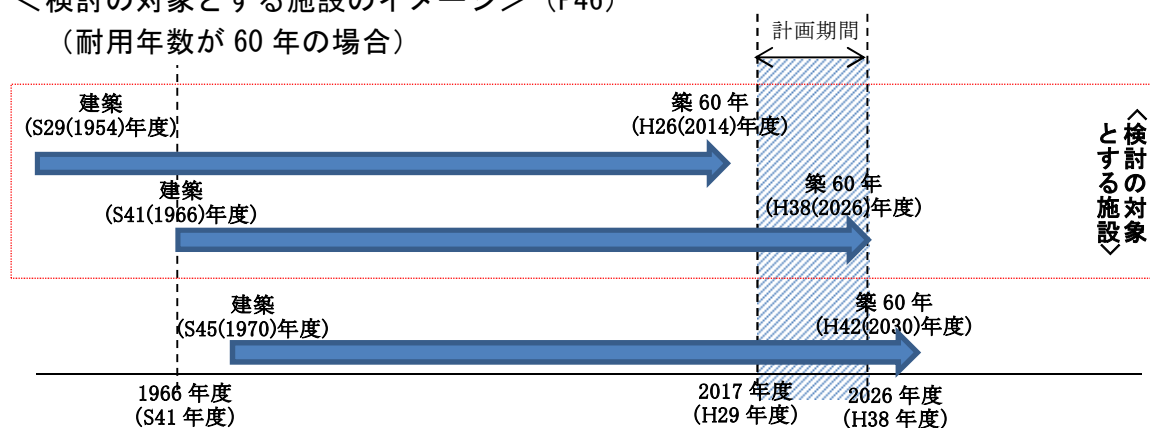
<検討の対象とする施設について>（P46）

原則として、既に建物の耐用年数※を迎えている施設及び計画期間内に耐用年数を迎える施設を対象に検討を進めます。ただし、①災害などにより施設機能の維持に重大な支障が生じていると認められる施設、②社会経済情勢の変化により当初の設置目的に則して提供している機能・サービスと市民ニーズとの間に齟齬が生じていることが利用実態などから明らかな施設、③本市の中枢性の強化や地域の活性化のために新たな政策を展開していく上で対応が必要となる施設については、耐用年数にかかわらず検討の対象とします。

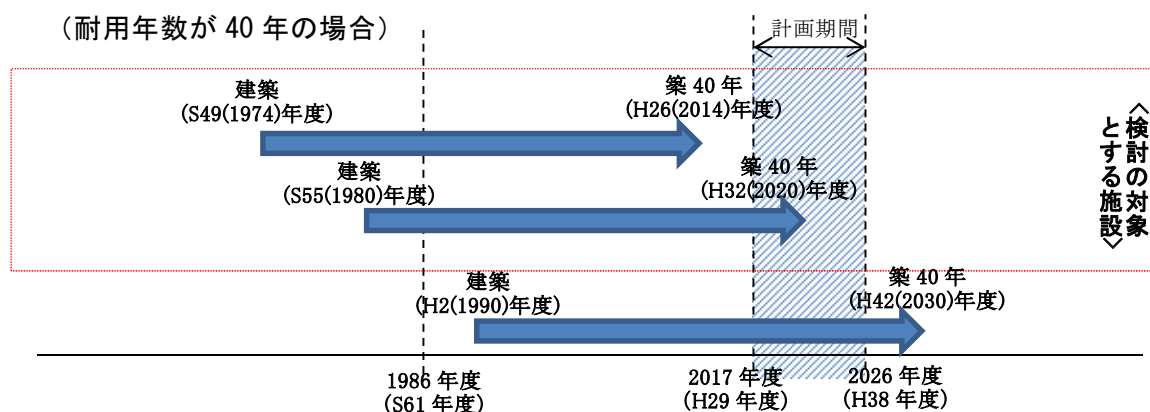
また、市営住宅については、「広島市市営住宅マネジメント計画」に基づいて検討の対象とする施設を決定します。

<検討の対象とする施設のイメージ>（P46）

（耐用年数が 60 年の場合）



（耐用年数が 40 年の場合）



※ ここでの耐用年数は、①鉄筋コンクリート造・鉄骨造・コンクリートブロック造の建物については 60 年、②木造の建物のうちその用途が住宅、事務所、病院、店舗、旅館、ホテルであるもの及び軽量鉄骨造の建物については 40 年とします（「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会／1988 年）において、劣化による性能・機能の低下や経済性、機能の陳腐化などを考慮して望ましいとされている建築物の目標耐用年数を引用。）。

＜更新に関する方針＞

施設群		施 設	基本的な考え方	掲載箇所
汎用型	大規模	青少年センター	青少年の健全な育成を図ることを目的として設置した施設であり、その設置目的に沿った利用が多くなっていますが、今後の少子化の傾向を踏まえると、より幅広い年齢層の市民が多様な目的で利用できる施設とする必要があります。また、全市的な利用が見込まれる文化・教養施設等との複合・集約化により、利用者の利便性を向上させるとともに、集客力を高め、都心の拠点性の強化を図ることができます。こうした観点に立って、今後の中央公園のあり方検討の中で検討します。	P55
		公民館 (楽々園公民館)	公民館は、学習会の実施やグループ活動の場の提供といった生涯学習の拠点機能や住民のまちづくり活動への支援機能などを有しています。こうした特徴を考慮しながら、汎用性の高い諸室・設備を有していることや地域住民の活動・交流の場として機能していることを踏まえ、近隣の施設との複合・集約化を検討します。 具体的には、楽々園公民館が所在する中学校区（五日市南中学校区）を検討エリアとして設定し、当該エリア内のその他の中・小汎用型施設の利用状況など地域の実情に即して、これら他の施設との複合・集約化により利用者の利便性の向上を図ることなどを地域住民とともに検討します。	P79
	中・小規模	集会所 (大野集会所外 42 施設) 老人いこいの家 (矢野老人いこいの家) 老人集会所 (南千田西町老人集会所外 5 施設)	公民館以外の中・小汎用型施設についても、汎用性の高い諸室・設備を有していることや、その多くが地域住民の活動・交流の場として機能していることなどの特徴を考慮し、近隣の施設との複合・集約化を検討します。 具体的には、各施設が所在する一定の地域（おおむね小学校区単位）を、検討エリアとして設定し、当該エリア内のその他の中・小汎用型施設の利用状況など地域の実情に即して、これら他の施設との複合・集約化により利用者の利便性の向上を図ることなどを地域住民とともに検討します。 その際、小中学校の余裕教室など近隣の既存施設を活用することや、高齢者の利用に供することを設置目的としている施設をより多くの市民が多様な目的で利用できる施設に見直すことについて、現在の利用者に配慮した上で検討します。 なお、複合・集約化等に伴い不要となる建物については、地元の意向を考慮しながら、地元へ譲渡することも検討します。	

施設群		施 設	基本的な考え方	掲載箇所
汎用型	中・小規模	勤労青少年ホーム (中央、安佐、佐伯)	勤労青少年ホームは、15～35 歳の勤労青少年を対象として主に余暇活動の場の提供などを行うために設置した施設ですが、設置当時と社会情勢が大きく変化する中で、会員登録者数がピーク時から半減し、近年は会員以外の利用者が全体の7割を超えている状況であるなど、こうした従来型の勤労青少年対策の必要性が薄れてきています。 このような状況を踏まえ、他の汎用型施設の活用等により、現在の利用者に配慮した上で、集約化や用途変更を検討します。	P79
		こども文化科学館 中央図書館 こども図書館 映像文化ライブラリー	今後の中央公園のあり方検討の中で、利用者の利便性を向上させるとともに、集客力を高め、都心の拠点性強化を図る観点から、これらの施設や青少年センター等との複合・集約化を検討します。	P88
専用型	文化・教養	江波山気象館	市重要文化財で、被爆建物である旧広島地方気象台を活用して整備した「気象」に関する博物館であり、引き続き被爆建物として後世に保存・継承します。また、利用者増につながる取組を検討し、有効な活用を図ります。	
		郷土資料館	市重要文化財で、被爆建物である旧陸軍糧秣支廠建物を活用した「郷土資料」に関する博物館であり、引き続き被爆建物として後世に保存・継承します。また、利用者増につながる取組を検討し、有効な活用を図ります。	
		広島城	旧広島城天守閣を復元した「武家文化を中心とした資料」に関する博物館であることから、引き続きより多くの観光客を誘引できるよう、施設・展示の充実に取り組みます。 また、広島城の新たな魅力を創出するため、二の丸について、建築当時の時代背景と関連させて、例えば、茶道などの伝統文化に関する活用の場とすることなどを検討します。	
		広島平和記念資料館	戦後建築物として初めて国の重要文化財に指定された施設であり、再整備により展示の充実等を図った上で、引き続き適切に管理します。 附属展示施設であるシュモーターハウスは、被爆後の広島に寄せられた海外からの支援を紹介するための施設であり、利用者増につながる取組を検討し、有効な活用を図ります。	

施設群		施 設	基本的な考え方	掲載箇所
専用型	スポーツ	体育館 (高陽体育館)	地域住民の要望に沿ってコミュニティの活性化に資する施設として運営されてきたものであることから、地域全体を活性化するという観点に立って、汎用型施設を含む周辺施設との複合・集約化を検討します。	P96
		中央バレーボール場	屋内のバレーボールが実施可能な施設が充実してきており、当該施設の必要性が薄れてきていることから、今後の中央公園のあり方検討の中で、廃止を含めて施設のあり方を検討します。この検討の結果、廃止となった場合には、その跡地は、土地所有者である中国財務局と協議の上、広島城活性化のための付帯施設用地として活用するなど、近隣施設の機能や利便性の向上に資する方向で活用を検討します。	
	レクリエーション	花みどり公園	近年、花木生産業が衰退し、試験研究の意義や指導すべき対象者がほとんどない状況となっているため、農業振興センターの分場としての農業に関する試験、研究及び指導等の機能を見直し、農家や一般市民を対象とした園芸講座による技術指導の充実を図るとともに、レクリエーション機能を合わせ持つ施設とすることを検討します。	P102
		大芝公園 交通ランド	レクリエーション活動の振興や交通ルールの普及に役割を果たしており、管理棟の更新の検討に合わせて、民間活力を活用した更なる施設の魅力向上及び運営の効率化を検討します。	
		中央公園 ファミリープール	市内中心部の中央公園の効率的な利用の観点から、今後の中央公園のあり方検討の中で、中央公園以外への移転を含めた施設のあり方を検討します。	
		平和記念公園 レストハウス	平和記念公園内に唯一残る被爆建物であり、爆心地となった中島町の歴史を語る建築物としての価値の向上、修学旅行生の食事場所にも活用できる休憩室の整備等レストハウスに求められる基本的な機能の充実や耐震補強等安全性の確保を図るための施設改修を行い、より有効活用を図ります。	
		市民農園	近年、より気軽に農作物の栽培体験ができる市民菜園を市街地近郊に多数開園してきたことから、一部で入園率が低くなっているところもあります。このため、入園率の低い農園については、地元の活用ニーズ等を踏まえ、地域の活性化に資する取組を検討します。	

施設群	施 設	基本的な考え方	掲載箇所
専用型	保育園 (似島保育園外 14 園)	現在、定員不足により待機児童が発生している地域については、広島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域ごとの保育需要に応じて、教育・保育の確保方策を進めることにしています。 また、将来的に少子化に伴って保育需要の減少が見込まれることを踏まえ、地域ごとにその施設の役割を考慮した上で、定員のあり方を検討します。	P126
	小学校 (天満小学校外 41 校) 中学校 (国泰寺中学校外 18 校)	今後も少子化の進行により児童生徒数が減少し続けることが想定されることから、学校の小規模化により発生している教育面の問題を解決し、より良好な教育環境を実現するため、地元住民の理解を得ながら適正配置を推進する必要があります。 適正配置を検討する際には、適正配置後の通学距離や方法、学区を単位とする地域コミュニティへの影響等についても十分勘案し、また、適正配置により使用しなくなった学校施設については、コミュニティ醸成のための活動に活用するなど、地域における有効活用を検討します。 児童生徒数の減少により余裕教室が見込まれる学校については、児童館施設や、集会所など地域コミュニティの活動拠点としての活用などを検討します。 現在、児童生徒数が増加している学校については、今後の児童生徒数の変動状況を踏まえた対応を検討します。	
	高等学校 (大手町商業高等学校、 広島商業高等学校、 広島工業高等学校)	大手町商業高等学校の老朽化に伴う建替えに併せて、市域の定時制・通信制高等学校を県市共同で再編し、課程の枠組みに捉われない新しいタイプの高校を整備し、平成 30 年度から開校します。 広島商業高等学校及び広島工業高等学校については、地域経済の変化に即応し、地元製造業やサービス産業等のニーズに応じた地域産業界の中核となるスペシャリストを企業と連携して育成するという方向性の下、引き続き適切に管理します。 また、将来的な県・市間の機能分担のあり方についても、幅広く議論する場を設定し検討を進めていきます。	
	児童館 (坪井児童館外 4 館)	児童の放課後の安全・安心な居場所の確保や放課後児童クラブの運営場所の確保の必要性から、引き続き、1 小学校区に 1 館という方針の下、適切に管理します。 施設の更新に当たっては、児童数の減少により、小学校の余裕教室が見込まれる学区については、その活用を検討します。	

施設群		施 設	基本的な考え方	掲載箇所													
専用型	住宅・交通	市営住宅	市営住宅については、平成 27 年 3 月に策定した市営住宅マネジメント計画（基本方針編）において、次のとおり更新に関する方針を示しています。 ・目標管理戸数を設定し、計画的な更新（建替え・用途廃止）を行う。 ・更新に当たっては、民間賃貸住宅の活用を効果的に組み合わせる。 ・まちづくり・コミュニティの視点及び効率的な維持管理の視点からの計画的な再編・集約化により、適切に再配置を行う。 また、この基本方針編に基づいた団地の再編・集約化等に関する具体的な計画である市営住宅マネジメント計画（推進プラン編）（平成 28 年 12 月策定）では、次のような構造、条件から更新の対象とする住宅を選定しています。 <更新（建替え・用途廃止等）の対象とする住宅> <table><tr><th>構 造</th><th>条 件</th><th>戸数</th></tr><tr><td>木造</td><td>① 既に耐用年限を経過している住宅</td><td>503 戸</td></tr><tr><td rowspan="3">コンクリートブロック造 鉄筋コンクリート造</td><td>② 計画期間内に耐用年限に達する住宅</td><td>230 戸</td></tr><tr><td>③ 計画期間内に耐用年限には達しないものの、現行の耐震基準を満足しない住宅（ただし、昭和 46 年以前に建築された住宅に限る。）</td><td>677 戸</td></tr><tr><td>④ 計画期間内に耐用年限には達しないものの、上記①に隣接する住宅で、同一時期に更新することが適当な住宅</td><td>42 戸</td></tr></table> （注）市営住宅の耐用年限は、本計画の定義にはならず、公営住宅法に基づき、耐火構造は 70 年、準耐火構造は 45 年、木造は 30 年としています。	構 造	条 件	戸数	木造	① 既に耐用年限を経過している住宅	503 戸	コンクリートブロック造 鉄筋コンクリート造	② 計画期間内に耐用年限に達する住宅	230 戸	③ 計画期間内に耐用年限には達しないものの、現行の耐震基準を満足しない住宅（ただし、昭和 46 年以前に建築された住宅に限る。）	677 戸	④ 計画期間内に耐用年限には達しないものの、上記①に隣接する住宅で、同一時期に更新することが適当な住宅	42 戸	P140
		構 造	条 件	戸数													
		木造	① 既に耐用年限を経過している住宅	503 戸													
		コンクリートブロック造 鉄筋コンクリート造	② 計画期間内に耐用年限に達する住宅	230 戸													
③ 計画期間内に耐用年限には達しないものの、現行の耐震基準を満足しない住宅（ただし、昭和 46 年以前に建築された住宅に限る。）	677 戸																
④ 計画期間内に耐用年限には達しないものの、上記①に隣接する住宅で、同一時期に更新することが適当な住宅	42 戸																
市営店舗	市営店舗については、耐用年数まで活用し、原則建替えは行わないように考えていますが、今後、市営住宅の再編・集約化を進める中で、地域に対する利便施設としての役割や民間活力導入の可能性など、個々の事情を踏まえながら検討します。																
駐車場	市内中心部への移動手段については、良好な居住環境の形成と都心の回遊性の向上のため、過度なマイカー利用を抑制し、公共交通機関や自転車の利用へ転換を図る必要があります。このため、市営駐車場の利用状況や周辺の民間駐車場の整備状況を踏まえ、市営駐車場の廃止や、自転車等駐車場への転換などによる施設の有効活用を検討します。																
福祉・病院等	火葬場 （可部火葬場）	平成 26 年 8 月豪雨災害により被災したものの、復旧工事の上、平成 28 年 11 月 1 日から再開しており、市民ニーズの動向を踏まえながら、引き続き適切に管理します。	P150														
	納骨堂 （高天原納骨堂）	本市唯一の市立の納骨堂であり、施設の老朽化の状況や市民ニーズの動向を踏まえながら、引き続き適切に管理します。															

第3 維持保全に関する方針（P151～P155）

効果的・効率的な維持保全を推進し、施設の機能維持と安全確保を図るため、「予防的な保全の取組」、「適切な点検の実施」及び「維持保全に関する情報の活用」の3つの取組を行うこととし、この流れや考え方を示す「市有建築物の維持保全ガイドライン（仮称）」（以下「維持保全ガイドライン」という。）を策定します。

また、外壁や外部に面する手すり等、不具合により施設利用者等へ大きな危害を及ぼしかねない部分への対応方法を示す「市有建築物安全確認の手引（仮称）」を作成し、適切に安全確認を行うことにより、市民の安全確保を図ります。

維持保全ガイドラインに沿って、適切な点検を実施し、劣化状況の把握と修繕等の必要な措置につなげるとともに、計画的な維持保全に取り組むことで、施設の長寿命化を図っていきます。

第4 耐震化に関する方針（P156）

平成28年4月に熊本で起きた活断層型地震による甚大な被害状況を見ると、本市にも五日市断層や己斐断層などの活断層帯があることから、市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図る必要があります。

このため、補強工事により耐震化を行う場合は、災害時には地域住民の避難場所となる学校など防災拠点となる施設については耐震化の目標年次を平成35年度から平成32年度までに前倒しすることとし、その他の施設についても平成35年度までに耐震化を完了するという目標を新たに設定します。

第5 バリアフリー化等に関する方針（P156）

本市では、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に定める基準によりバリアフリー化を進めており、今後も、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の趣旨も踏まえて、計画的に取り組めます。

さらに、全ての市民が安全で利用しやすいという視点に立って、小・中学校のトイレの洋式化や乳幼児連れの子育て世帯の利用に配慮した環境整備などにも引き続き取り組みます。

第5章 計画の推進（P157～P158）

第1 職員の意識改革及び技術力の向上（P157）

より市民目線を重視した見直しを進めることなどを踏まえて、庁内研修等を通じた職員の意識改革に努めます。また、国が設置する相談窓口や講習会の積極的な活用などにより、職員の維持保全に関する技術力向上を図ります。

第2 市民との意識共有（P157）

施設利用者を始めとする市民に対し、本市の取組方針などをホームページや出前講座等を通じて広く周知し、意識の共有化を図ります。

第3 計画の進捗管理（P158）

本計画に掲げる取組を推進するに当たり、その進捗管理及び推進の過程で顕在化した課題への対応などの協議・調整を行うため、新たに「公共施設等マネジメント会議」を設置します。